

水土里ネット氷見

平成19年度農業農村整備事業予算の概要が決定しました。

ソフト施策を実施することによ
り農業生産法人等を育成)
・段階的基盤整備等実証調査事
業(農地の利用実績の状況等地
域の構造改革の進展に応じて、
基盤整備の内容を選択する仕組
みを検討)

④「食の暮らしにおける安全・
安心の確保」

- ・食の安全、安心確保基盤整備
推進対策(かんがい用地下水を利用
した土壤消毒などの安全・安心
に資する新技術導入を支援)
- ・国管造成土地改良施設防災信
報ネットワーク構築事業(防災
上重要な土地改良施設について
水位等の継測データといった防
災情報収集、整理し、リアル
タイムで行政機関、施設管理者
等が共有できるシステムを構築)
- ・農村防災、災害対応指導体制
強化事業(モチル県において、
農村における防災、災害対応に
係る技術者のボランティアによ
る指導のための指導体制の強化
についての検討)

⑤「森林吸収源対策の推進」

- ・農業用水閑遠特定森林整備對
策(ハード)
- ・農業用水水源地域保全対策事
業(ソフト)
- ⑥「農地・水・環境保全向上對
策の本格導入」

第4号
発行所
永見市土地改良区
〒935-0024
永見市窪938
0766-91-0083

・共同活動支援交付金へ社会共通資本である農地、農業用水等の資源を適切に保全し、質

農地・水・環境保全向上対策事業の
西側内閣の取組式

A photograph showing a group of approximately ten people, mostly women, wearing wide-brimmed hats and aprons, working in a garden. They are bent over, tending to small yellow flowers in a raised bed. The scene is outdoors in a sunny, grassy area.

高岡市	共同活動	千七百六 （同37%）
・小矢部市	共同活動	二五七 （同37%）
・射水市	共同活動	一二五 （同37%）
45% （同37%）	四〇集落	（同 19%）

したが、平成十九年度からは主要県単の地域富農確立促進事業担い手支援型の一つの工種として再編されることになります。補助率も三分の一から四〇%（中山間は五〇%）になりました。

事業の採択を希望される集落は、永見市や土地改良区までご連絡ください。ただし、「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施地区は除外されます。

十一町漁排水機場及び十二町漁水郷公園で農業用水と農村環境及び防災等について説明会を開催案となっていますが、細部の運営等について「運営委員会」が組織され決定される予定となっています。

県単「みどりの里づくり事業について」



共同活動で道路の法面や壁に花苗の植え込み作業

平成18年度 “おおぞら” お車での園祭会

土地改良区のPR活動の一環として平成十六年度より実施されてきまし



た「水土里ウォーク」は多くの参加者を得て、大きな成果をあげてきました。これからも基幹的な農業水利施設を活用し、広報活動を推し進めるため、平成十九年度も開催されることになりました。開催の適地の選考で、見市での開催が決定しました。その事務局を水土里市土地改良区が担うことになりました。

日常の業務にプラスされた事務となります。限られた職員での対応となりますがので、理事各位に、お手伝いをいたたく事務となりましたときには、どうかご協力賜りますようお願い申し上げます。開催概要(案)は、次の通りです。

国営かんがい排水事業に付帯する関連事業の進捗状況が大幅に遅れています。推進事業がこのまま着工されませんと国営かんがい排水事業の効果の発現に重大な支障を来たす事態となりかねません。計画された地域でまだ未着工となっている集落は、担当手を育成して、事業着手に向けた話し合いに入っています。国もそのための事業メニューを用意して、やる気のある集落を後押しする体制が整っておりますので是非、市なり土地改良区にご相談下さい。

長沙市人民檢察院檢察官辦公室

お知らせ

土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合における譲渡費用の取扱いについて

(次の①～②のすべてを満たすものをいいます。)

① 売買契約で農地法の規定による農地転用の許可又は届出(以下「農地転用許可等」といいます。)が停止する条件とされているなど、売買契約において、土地改良区内の農地を転用して売買する行為が契約の内容になっていたものであること。

② 土地改良法第四十二条第二項及びこれを受けた土地改良区の規定により、土地

Q & A

問一 譲渡費用となる農地転用決算金等とは具体的には、どのようなものですか？

図 譲渡費用となるのは、次の「及び二」です。

この度、「土地改良区」内の農地の転用目的での譲渡に際して、土地改良区に支払われた農地転用決済金等は、譲渡費用に当たる。とすると最高裁判所及び東京高等裁判所の判決があつたことから、一定の要件を満たす農地転用決済金等について、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用とするよう取扱いを改めることとしまします。お知らせし

(注) 例えば、次に掲げるものは、原則として「転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたもの」とは認められないことから、譲渡費用には当りませんのでご注意ください。

- ・農地法第4条の規定に基づいて農地を転用した際に、土地改良区に支払った農地転用決済金など
- ・土地改良施設使用の再契約のために、

① 賣買契約で農地転用許等が停止条件とされていなかり、賣買契約の内容に記してあるものであること。

② 土地改良区の規定によると、土地改良区に支払うべき義務づけられている協力費用、負担金等であること。

③ 転用された土地のため土地改良施設を将来にわたって使用することを目的としたものであること。

④ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われるものであること。

改良区に支払うことが義務付けられている償還金、業費等であること。

③ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われるものであること。

④ 決済の時点既に支配務が発生していた決済年以前の年度に係る賦課金の未納入金でないこと。

二、協力金等（次の①～のすべてを満たすものをいいます。）

（注）法定申告期限から既に五年を経過している年分の所得税については、法令上、減額できないことがあります。

尚、詳しくは、税務署の資産課税部門におたずねください。

これを譲渡費用に加えて、**譲渡所得の計算をやり直せば**、所得税が減額されると思いますが、可能ですか？

答　一、農地転用決済金等の金額などを明らかにしていただいた上で、税務署にて更正の請求の手続をしていただければ、所得税が減額されます。

二、更正の請求をすることができるは、この「土地改良区の農地の転用目的で譲渡に際して土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合における譲渡費用の取扱い」の変更を

問二 私は、三年前に農地を譲渡して譲渡所得の申告をしていました。この農地は土地改良区内にあり、売買契約において農地法の農地転用許可を停止条件とし、農地の転用目的での譲渡の際に、土地改良法第四十二条第二項及びこれを受けた土地改良区の規定による農地転用処理金等を土地改良区分に支払っています。

・施工場所
　　冰見市余川地内

☆土地改良施設維管理適正化事業
○大野幹線三号水路



平成19年度 適正化、県単事業の箇所が決まりました。

昭和用水路
施工場所 氷見市泉・大野地内
工事概要 大型ブリューム
(九〇〇×一二〇〇)
L=三十M
大型ブリューム
(八〇〇×十三〇〇)
L=五十M
事業費

A photograph of a dam structure with three small buildings on top and water flowing over the spillway.